

特集

# 納税の義務と滞納者への対処について

税金は、豊かなまちづくりの貴重な財源として生かされており、自主納付が原則です。



納期限までに  
納めましょう

皆さんが納めている市税などは、安心・安全に生活するため、防災や防犯、都市整備などのさまざまな行政サービスの大切な財源として使われています。

豊かなまちづくりのためにも、決められた納期限までに自主納付することが大切です。(図1)

滞納は許されません

市税などを滞納することは、納期内に納付している多くの方との公平性を欠くだけではなく、必要なサービスを提供するための財源が確保できなくなり、皆さんの生活に支障をきたすことにもつながります。このため、滞納は絶対に許されません。市税などにはそれぞれ納期限が決められているため、納税通知書に記載された納期限までに納付がない場合は督促状を送付します。なお、送付後も納付がない場合は、財産などを調査し、差押えを執行することができます。市では、納め忘れなどを防ぐため、

## ●図2 平成28年度 夜間・休日納税相談窓口

	夜間納税相談窓口		休日納税相談窓口	
	第4木曜日 17:20～20:00		第4日曜日 9:00～17:00	
平成28年	6月	9日、23日	26日	
	7月	28日	24日	
	8月	25日	28日	
	9月	8日、29日	25日	
	10月	27日	23日	
	11月	24日	27日	
平成29年	12月	8日、22日	25日	
	1月	26日	22日	
	2月	23日	26日	
	3月	9日、23日	26日	

【開設場所】市・税務課（市役所本庁舎2階）  
 ※6・12月は滞納処分強化月間、9・3月は納税推進強調月間となっており、第2木曜日にも夜間納税相談窓口を開設しています。  
 ※9月は、第2・5木曜日に夜間納税相談窓口を開設します。

## ●図1 各税目の納期限

税目 期 別		
5月	固定資産税(1期)	軽自動車税(全期)
6月	市道民税(1期)	
7月	固定資産税(2期)	国民健康保険税(1期)
8月	市道民税(2期)	国民健康保険税(2期)
9月	固定資産税(3期)	国民健康保険税(3期)
10月	市道民税(3期)	国民健康保険税(4期)
11月	固定資産税(4期)	国民健康保険税(5期)
12月	市道民税(4期)	国民健康保険税(6期)
1月		国民健康保険税(7期)
2月		国民健康保険税(8期)

※原則、各月の末日が期限です。ただし、12月のみ26日(月)となります。  
 ※固定資産税には都市計画税が含まれています。

電話や文書による催告を行い、自主納付を促しています。それでも納税の意思を示さない場合には、給与や年金などの財産調査を開始し、滞納処分をすることができている財産がある場合には差押えを執行します。また、給与や年金などの差押えは、いかなる理由があっても対象となっている市税などが全て納付されるまで継続します。

**延滞金の滞納も 差押え対象になります**

延滞金は、納期限の翌日から計算され、滞納している市税などが全て納付された時点で確定します。延滞金は、納期限までに納付した方との公平性を図るためのもので、必ず納めなければなりません。

延滞金が発生した場合は、納付書を送付しますので、指定の期日までに納めてください。延滞金だけを滞納している場合でも差押えの対象になります。

**納め忘れにご注意ください**

市税などは、市内の金融機関や郵便局、市・税務課で納付することが

## ■滞納者への対処について

### 督促状の送付

・納税通知書に記載された納期限までに納付がない場合に督促状を送付します。

### 電話や文書による催告

・電話や文書による催告を行い、自主納付を促します。

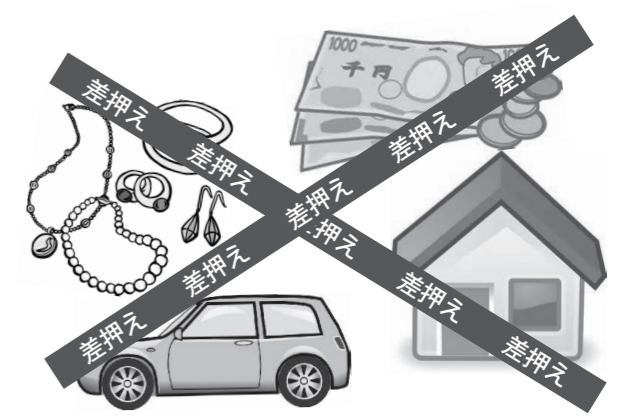
### 財産調査の実施

・納税の意思を示さない場合、給与や年金などの財産調査を開始します。

### 差押えの執行

・滞納処分をすることができる財産がある場合、差押えを執行します。

※上記の滞納者への対処は、あくまでも一例です。



## ●平成27年度 差押え件数

項 目	件 数
給 与	13件
年 金	3件
国税還付金	18件
そ の 他	69件
合 計	103件

できます。納付書読み取り式のATMがある郵便局(一部除く)では、土・日曜、祝日でも納付することができます。病気療養や失業、収入が大きく減少したなどやむを得ない事情で、納期限までに納付することができない場合は、お早めに市・税務課へご相談ください。また、仕事などで市役所の通常開庁時間内に納付や相談ができない場合は、夜間・休日納税相談窓口を定期的に開設していますので、ぜひご利用ください。(図2)

納付方法を口座振替にすることで、納め忘れなどを防ぐことができます。市内の金融機関や市・税務課で口座振替の手続きができます。なお、郵便局で口座振替する場合は、直接郵便局で手続きをお願いします。

◇ 市は、納税などの協力を皆さんからいただきながら、協働によるまちづくりを進めています。行政サービスの財源を確保するため、今後も悪質と判断せざるを得ない滞納者には滞納処分を強化し、毅然とした態度で臨んでいきます。